

ロイズ保険証券生成史

一橋大学教授

木村栄一 著

海 文 堂

筆者紹介

〈略 歴〉

昭和24年 東京商科大学卒業

昭和39年 商学博士（一橋大学）

現 在 一橋大学教授

〈主要著書〉

『海上保険』（昭和53年、千倉書房）

『損害保険論』（編、昭和53年、有斐閣）

『英独仏和保険用語辞典』（木村・横尾監修、昭和52年、保険研究所）

『保険概論』（木村・庭田編、昭和51年、有斐閣）

『グッドエーカー・海上保険クレーム』（葛城・小池・木村・大谷監訳、昭和53年、損害保険事業研究所）

『フォーク・保険（文庫ク・セ・ジュ）』（木村・高木訳、昭和28年、白水社）

『1906年英国海上保険法』（葛城・木村・小池訳、昭和52年、損害保険事業研究所）

ロイズ保険証券生成史

定価はケースに表示してあります。

昭和54年8月10日 初版発行 © 1979 EIICHI KIMURA

著 者 木村栄一

発行者 岡田吉弘

発行所 海文堂出版株式会社

検 印 省 略

本 社 東京都文京区水道2丁目5番4号(〒112)

電話 03 (815) 3292

支 社 神戸市生田区元町通3丁目146(〒650)

電話 078 (331) 2664

工学書協会会員・自然科学書協会会員・日本書籍出版協会会員

PRINTED IN JAPAN

印刷 文栄印刷／製本 三浦製本

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著作権者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めて下さい。

はしがき

現在わが国の損害保険会社が輸出入貨物の海上保険について使用している英文の貨物海上保険証券は、昭和24年(1949年)に損害保険料率算定会海上約款委員会が制定した Cargo Policy 標準様式に則ったものである。ところで、この標準様式は、和文の貨物海上保険証券を英訳したものではなくて、ロンドンの保険会社が使用している Companies Combined Policy (Cargo) に倣って作成されたものであるが、その Companies Combined Policy は、1939年にロンドン保険業者協会が、1906年イギリス海上保険法 (Marine Insurance Act 1906) 第1付則に保険証券様式として掲げられている Lloyd's S.G. Policy (以下、ロイズ保険証券と記す) に倣って、作成したものである。

そのロイズ保険証券も、1906年に新しく制定されたものではなくて、当時ロイズで使用されていた保険証券であり、しかも、それは1779年1月12日にロイズの統一保険証券として制定されたものと、ほとんど全く同じものである。更に、この1779年ロイズ保険証券も、その時新たに起草・制定されたものではなく、それまでロイズの個人保険者が一般に使用していた保険証券の様式を、同年以降統一的に使用することに決定したものに外ならない、といわれている。つまり、現在、英米はもちろん、わが国でも使用されている海上保険証券は、1779年のロイズ保険証券ないしは18世紀中葉のイギリスの保険証券とほとんど同一のものである。

ここまでは誰も異論のないところである。しかしそれ以前のことになると学者の見解も大きく分かれている。ある者は、1779年ロイズ証券はイギリスで海上保険が初めて行われたころの保険証券とほとんど同一であると言い、ある者は、逆に、初期には簡単な内容の保険証券が使用されていたが、時代と共に条項の数や負担危険の種類が増えていってロイズ保険証券の様式になったと言う。また、ロイズ保険証券はイギリス初期の保険証券と同じである、と年代を特定しないで論じている者が多いが、14世紀、15世紀、16世紀、あるいは17世

Ⅱ はしがき

紀のイギリスの保険証券と同一である、と年代を特定して論じている者もある。更に一部の者は、一層具体的に、ロイズ保険証券はイタリアの1523年フィレンツェ証券に倣って作られたものであると述べている。

一体、イギリスでは初めどのような海上保険証券が使用されていたのであろうか。それがどういう変遷過程を経て1779年のロイズ保険証券となったのであろうか。従来、この点を信頼できる史料に基づいて十分に究明した研究はなかった。

一部の学者が言うように、1779年ロイズ保険証券が1523年のフィレンツェ証券に倣って作られたかどうかは別として、両証券が類似していることは確かである。一方、海上保険の歴史を取扱った本には、どれをみても、真正海上保険証券の最も古い記録は1384年のピーサ証券であり、次に古いのが1397年のフィレンツェ証券であるとしてある。ロイズ保険証券の源は、これを1523年のフィレンツェ証券に求めることはできても、同じフィレンツェの1397年証券までさかのぼることはできないのか。もしそれができるとしたら、フィレンツェよりもっと古い記録があるピーサの保険証券まで更にさかのぼれないのであろうか。

海上保険が生れた都市としては、ピーサやフィレンツェと並んでヴェネチアやジェノヴァの名が挙げられてきた。これらイタリアの都市ではどのような保険証券が用いられていたのであろうか。それらとロイズ証券との間には何らかの結び付きが認められないのであろうか。

ロンドンで海上保険が行われるようになるまで、イタリアの諸都市がずっとその中心であったわけではない。15世紀から18世紀にかけてマルセーユ、バルセロナ、ルアン、アントワープ、セヴィーリヤなどで海上保険が栄えたが、そこではどのような保険証券が使用されていたのであろうか。イギリス初期の保険証券はこれらの都市の保険証券からも影響を受けたのではなかろうか。

本書は、このような問題意識の下に、ロイズ保険証券の源をイギリス初期の保険証券のみならず、海上保険が生れた14世紀イタリアの保険証券にまでさかのぼって跡付けたものである。

本書は3部から成る。第1部では、14世紀のピーサ、フィレンツェ、ヴェネ

チア、ジェーノヴァなどイタリア諸都市の保険証券を初め、15～18世紀に、マルセーユ、バルセロナ、セヴィーリヤ、ボルドー、ルアン、アントワープ、アムステルダム、ハンブルクなど当時の海上保険の中心地で使用された保険証券の様式を検討し、各都市、例えばピーサならピーサの保険証券様式の特徴を探究し、その中にロイズ保険証券の原型ともいふべきものを見出すことができるかどうかを研究した。第Ⅰ部で取り上げた保険証券の中には、その内容の一部が既に先学によって伝えられたものもあるが、大部分は、筆者が初めてわが国に紹介するものである。またその内容が一部伝えられていた保険証券についても、従来は英・独の文献からの孫引きが多かったが、本書では、保険証券の原文、しかもできるだけその全文を紹介した。

第Ⅱ部では、1779年以前のイギリスの海上保険証券の記録をできるだけ多数収集し、それを年代順に逐一検討し、イギリス最古の1547年イタリア語証券からロイズ証券が生成するまでの保険証券の記録をたどった。これらの記録の中にも、今までわが国の学界に知られていなかったものが相当数あるのみならず、当のイギリスでも一般に知られておらず、本書で初めて活字になるものもある。また、既にわが国に紹介されているものについても、その内容の正しい理解に努めた。

最後に第Ⅲ部では、ロイズ保険証券を構成している各種条項の文言がそれぞれいかなる変遷過程を経て形成されたかを各条項ごとに個別的に検討した。例えば、保険者の負担危険を列挙した条項について、同条項はいつごろからイギリス海上保険証券に存在し、いつごろからロイズ保険証券の列挙危険と同じ種類・文言となったかを検討した。

ロイズ保険証券については、イギリス人自身、これを “an absurd and incoherent instrument” (Buller), “a very strange instrument, as we all know and feel” (Mansfield) と評し、それが “hardly intelligible” (Arnould), of all the anachronism and irrelevancies” (Dover), “both ungrammatical and obscure” (Halsbury), “curious and venerable”, “stiff and archaic” (Hopkins), “drawn with much laxity” (Lawrence), “extremely inaccurate, and unskilfully framed” (Marshall) であることを認めている。

オウイン (Owen) は、「もしこのような契約書が今日初めて書かれるならば、それはユーモアのセンスに恵まれた狂人 (lunatic) の作品と思われるであろう」と述べているが、このようなロイズ保険証券のよってくる所を真に理解するためには、イギリス初期の海上保険証券のみならず、イタリアの保険証券にまでさかのぼって研究する必要がある。結論を先にして言えば、20世紀の後半、原子力の時代に、英米はもとより、わが国でも使用されている海上保険証券には、14世紀イタリアはポルト・ピサーノの潮風や、最初の保険者トスカーナの商人達の手書きのにおいが、いまだにそのままの形で残っているのである。

本書に収めた保険証券の記録の大半は、筆者がほぼ20年かかって、ジュネーヴァ、プラート、フィレンツェ、マルセーユ、バルセロナ、アントワープ、ハンブルク、ロンドンなどで直接そのオリジナルに接して収集したものである。トスカーナの町プラートのダティーニ文庫の薄暗い書庫の中で、14世紀末の保険証券の束を恐る恐るひもどいたことや、マルセーユの商業会議所で1584年 St-Ilary 号証券の原本を見、その撮影を許された時（当時は複写器などまだなかった）感激の余り手が震えて写し直したことを思い出す。これだけ多数の保険証券の記録を1巻に収めた本は、イギリスにも、ヨーロッパ大陸にも、その他どこにもない。少なくとも史料という点において、本書は貴重な文献たりうるものと信じている。

考えてみれば、ロイズ保険証券様式が制定されたのは、1779年1月12日、すなわち、丁度200年前の今日であった。奇しくもこの日に本書を書き終えたことに、筆者は特別の感慨を覚えるものである。

古色そう然として難解なロイズ保険証券を近代的で分かりやすい保険証券に改訂しようという提案は、過去において100年も前から幾度かなされてきた。しかし、数世紀の歴史を有し、一言一句までその意義が確定した同証券を変えることはかえって混乱を招くものとして、そのような提案は保守的な英国人の共感を得られず、その都度すぐに消えていった。ところが、昨年11月、南北問題を討議する世界最大の会議、国連貿易開発会議 (UNCTAD) の事務局は、

ロイズ保険証券の全面的改訂を呼びかけた報告書を発表した。ロイズ保険証券は、今や、研究者のみならず、海上保険業界にとっても重大な問題となってきたのである。たまたまこのような時期に本書が出版されることになったのは、何らかの因縁であろうか。

本書のような特殊研究を出版できるようになったのは、ひとえに海文堂社長岡田吉弘氏および損害保険事業研究所専務理事小池貞治氏のご好意と、東京海上各務記念財団のご援助のおかげである。心からお礼申し上げたい。また海文堂の在原震一氏には、校正について通常の期待をはるかに超えるご助力をえた。ここに記して感謝の意を表したい。

1979年1月12日

木村 栄 一

目 次

はしがき

第Ⅰ部 14～18世紀イタリア，フランス，スペイン，
ネーデルラント等における海上保険証券

1	ビーサの保険証券	2
(1)	1379年ビーサ証券	2
(2)	1383年ビーサ証券	7
(3)	1384年ビーサ証券	11
(4)	1385年ビーサ証券	18
(5)	奴隷に関する1401年ビーサ証券	20
(6)	ビーサの保険証券様式	27
2	フィレンツェの保険証券	39
(1)	1388年フィレンツェ証券	39
(2)	1397年フィレンツェ証券	43
(3)	1405年フィレンツェ証券	50
(4)	1499年フィレンツェ証券	53
(5)	1523年フィレンツェ証券様式	55
(6)	フィレンツェの保険証券様式	68
3	ヴェネチアの保険証券	82
(1)	1395年ヴェネチア証券	82
(2)	1444年の2 ヴェネチア証券	86
(3)	1455年の3 ヴェネチア証券	90
(4)	ヴェネチアの保険証券様式	94
(5)	ビーサ，フィレンツェおよびヴェネチアの保険証券様式の比較	97
4	ジェノヴァの保険証券	114
(1)	無利息消費貸借を仮装した保険契約	116
(2)	売買を仮装した保険契約	124
(3)	14世紀末の真正保険証券	135
5	パレルモの保険契約	144
6	ナーポリ，アンコーナ，ルッカ，リヴォルノ等の保険証券	150

(1) 1498年ナーポリ証券	150
(2) 1567年アンコーナ証券	152
(3) 1579年当時のルッカ証券	154
(4) 1775年当時のリヴォルノ証券	156
7 マルセイユの保険証券	160
(1) 1427年の保険証券	160
(2) 1584年 St-Ilary 号証券	169
(3) リヨン, アヴィニョン, モンペリエ, ベルピニャン等の保険契約	185
8 スペインの保険証券	191
(1) 1402年バルセロナ証券	191
(2) 1428年バルセロナ証券	194
(3) プルゴス, セヴィーリヤ, ビルバオ, サン・セバスティアン, カディス等の保険証券	197
9 ルアンの保険証券	223
(1) ボルドーの保険証券	223
(2) ツールーズの保険証券	227
(3) ラ・ロシュルの保険契約	229
(4) ナントの保険証券	230
(5) ルアンの保険証券	233
10 ネーデルラントの保険証券	243
(1) 1303年ブリュージュの記録	243
(2) 1531年アントワープ証券	247
(3) 1563年アントワープ証券様式	253
(4) アムステルダムの保険証券	264
11 ハンブルク, コペンハーゲン, ストックホルムの保険証券	272
(1) ハンブルクの保険証券	272
(2) コペンハーゲンの保険証券	282
(3) ストックホルムの保険証券	286

第Ⅱ部 ロイズ保険証券の生成

16～18世紀イギリスの海上保険証券

(1) 1547年 Santa Maria di Vinetia 号証券 ーイギリス最古の伊文海上保険証券	292
--	-----

(2)	1548年 Santa Maria di Porto Salvo 号証券	
	—いわゆる Sancta Maria 号証券	297
(3)	1553年 Sano Antonio 証券 —イギリス最古の英文海上保険証券	312
(4)	1555年 Sancta Crux 号証券	317
(5)	1557年 Ele 号証券 —イギリス最古の船舶・貨物保険証券	323
(5-a)	1557年 St. Mary 号証券	326
(6)	1558年 Marye Rose 号証券 —ビルパオ証券	327
(7)	1562年 St John Baptist 号証券 —イギリス最古の船舶保険証券	332
(8)	1563年 Jaymes of Ypswyche 号証券	334
(9)	1565年 Dragon 号など証券 —仏文海上保険証券	337
(10)	1597年 West 証券	346
(10-a)	1598年証券	348
(11)	1613年 Tiger 号証券	350
(11-a)	1622年当時の危険条項	356
(12)	1637年 Thomas 号証券	356
(13)	1657年 Three Brothers 号証券	363
(14)	1669年 Margaret 号証券	366
(15)	1676年 Bengall 号証券	368
(15-a)	1677年当時の危険条項	371
(16)	1680年 Golden FFleece 号証券 —イギリス最古の印刷保険証券	372
(17)	1692年 Maria 号証券	379
(17-a)	1701年 Worcester 号証券	382
(18)	1705年 Justice 証券	383
(18-a)	1708年 Anne Gally 号証券	386
(18-b)	1717～1724年の4証券	386
(18-c)	1720年 London Assurance 社証券	387
(19)	1741年 Jh. Quintin 号証券	389
(19-a)	1746年 Duke of Bedford 号証券	391
(19-b)	1749年メモランダム	393
(20)	1751年 Savary 証券	394
(20-a)	1752年 Beawes 証券	396
(21)	1753年 London-Assurance 社証券	397
(22)	1779年ロイズ保険証券	400

第Ⅲ部 ロイズ保険証券各条項の形成

1	冒頭文言	408
---	------	-----

2	被保険者に関する条項	413
3	遡及条項	417
4	被保険航海に関する条項	418
5	被保険利益に関する条項	421
6	危険の始終期に関する条項	428
7	寄航・停泊条項	435
8	評価条項	438
9	危険条項	441
10	損害防止条項	453
11	放棄条項	457
12	保険証券の効力に関する条項	457
13	拘束条項	465
14	対価条項	468
15	宣誓条項	471
16	祈りの結句	473
17	メモランダム	475
参考文献		481

第 I 部

14～18 世紀イタリア，フランス，スペイン，
ネーデルラント等における海上保険証券

1 ピーサの保険証券

(1) 1379年ピーサ証券

長い間、世界で最も古い真正の海上保険証券、とりもなおさず世界最古の保険証券は、ジェーノヴァ大学のベンサ (Bensa) 教授がフィレンツェの北西にある町プラートのダティーニ文庫¹⁾ (Archivio di Francesco di Marco Datini)

- 1) Francesco di Marco Datini は1335年プラートに生れ、1350年、当時教皇庁のあった南フランスのアヴィニョン (Avignon) に渡り、1358年そこで商社を作り、貿易を始めた。1383年、彼はアヴィニョンの店は仲間に譲ってプラートに帰り、そこで新しくダティーニ商会を作った。同商会はやがて地中海をまたにかけた一大商社となり、ピーサ、フィレンツェ、ジェーノヴァを初めスペインのバルセロナ、ヴァレンシア、マリョルカに支店を設けた。取扱商品は広範囲にわたったが、なかでも絹織物、綿織物、毛織物などの衣類であった。同商会は輸出入の外に、両替、投機、税の取立などを行ったが、海上保険の引受も行った。

1410年8月16日、彼は膨大な財産を残して死亡したが、その遺産を以て今日もなお存続している救貧施設 Ceppo dei poveri di Francesco di Marco が作られた。彼の墓はプラートの San Francesco 寺院に Niccolò di Piero Lamberti の作になる墓碑を以て飾られている (Giuseppe Marchini, Prato, Firenze, 1964, pag. 95 e seg.)。

ダティーニ商会の記録、帳簿、手紙、証書は幸にも今日まで残っており、現在プラートのダティーニ館 (Palazzo Datini) にダティーニ文庫として保存されているが、中世のイタリア商業、経済、法律の貴重な資料として、各分野の学者によって利用されている。Bensa が *Il contratto di assicurazione nel medio evo*, で発表した、有名な1384年ピーサおよび1397年フィレンツェの保険証券 (scritta di sicurtà) もこのダティーニ文庫から発見されたものである。Bensa はその後も引続いて同文庫にある各種の商業記録の調査研究を行い、1928年には、本文276頁、資料146件から成る Francesco di Marco da Prato を公にした。ただ、保険については既に前著でとり上げていたので、同書では若干の帳簿記録と損害の分担についてのメモ、および1394年にジェーノヴァで作成された一保険証券を紹介するにとどまっている。なお、同書については、Lattes, Francesco di Marco da Prato, Riv. dir. comm., 1929, I, pag. 99 e segg.; Valeri, L'Archivio Datini e gli studi storici di diritto commerciale, Riv. dir. comm., 1929, I, pag. 433 e segg. 参照。

同文庫の資料による中世商業の研究は、その後、ピーサ大学の Melis 教授によって更に進められ、彼は1962年 *Aspetti della vita economica medievale*, I を公にした。同書は書名が示すように中世の経済生活を各分野にわたって細かい点まで調査したものであるが、保険に関してもダティーニ商会が保険者または被保険者としてスペインのバルセロナやマリョルカを相手の貿易で残した資料を集めて解説している。なお、同書と保険については Persico, *Le assicurazioni nel medioevo*, pag. 564 e segg. 参照。

Melis 教授はその後、保険史についても大著を準備していたが、不幸にも病をえて、1973年末に死亡した。しかし彼の遺稿は整理され、1975年に INA から Melis, *Origini e sviluppi delle assicurazioni in Italia (secoli XIV-XVI)*, volume I, Le fonti として出版された。筆者の本書も、イタリアの保険証券に関しては同書によるところが多い。

の資料の中から発見した、ピーサ暦²⁾1385年7月11日付の、すなわち現代暦で1384年7月11日付の、貨物海上保険証券であるとされてきた。しかし、第2次大戦後、ピーサ大学メリス (Melis) 教授が、同じダティーニ文庫で、これより古いピーサ暦1384年4月24日 (現代暦で1383年4月24日) 付の貨物保険証券を発見し、それは1955年にチアネリ (Cianelli) によって公にされた。メリスはその後引続き同文庫の資料を調査していたが、そこで実に400通に上る保険証券を発見した。その中にはピーサで作成された保険証券が150通もあり、一番古いのはピーサ暦1380年4月13日、最も新しいのはピーサ暦1402年3月15日付のものであった。またその中にはフィレンツェで作成された証券も多数あったが、その一番古いものでも1388年の日付であり、全体的にピーサ証券より新しかった。したがって現在では前記1379年ピーサ証券 (以下、特に断りがない限り、ピーサ暦は現代暦に換算して記す) が世界最古の真正保険証券とされている。次にその写真、原文³⁾および拙訳を掲げる。

Al nome di Dio, amen. A dì 13 d'aprile 1380, al corso di Pisa.

Lodovicho e Bartolomeo del Vogl(i)a, il dì detto e anno di sopra iscritto, feciono sicurtà e asicurarono a Baldo Ridolfi da Firenze, che abita im Pisa, da Porto Pisano, o vero da Livorno, insino a Marsigla. E fanno la sicurtà i detti asicuratori per f. 222, sopra balle sei di mercie grosse, che sono di n°. I. insino in numero di. VI. e vanno, le dette sei balle, i' nome e segnio di Lodovicho e Bartolomeo del Vogla detti; e sono charichate e vanno, le dette chose, in su la ghalea di Guiglelmo di Vitale da Agua Morta; e stimò Baldo, le dette balle sei, f. 222, sì che di tutto chorono lo rischio gl'asicuratori; e le dette chose si debono consegniare in Marsigla agli osti, che si chiamano Giovanni iStorioni, che quando l'à avute ne facci la volontà di Franciescho di Marcho da Prato, che dimora in Vignione. E cominciano, gl'asicuratori, a chorere ogni rischio dal dì che lla

2) ピーサ暦は、3月25日に新年度が現代暦より1年早く始まった。したがって、ピーサ暦の1月1日から3月24日までは現代暦の年号と同一であるが、3月25日以後の日付のものは、現代暦では1年減じなければならない。例えば最古の保険証券が作成されたピーサ暦1380年4月13日は現在の暦では1379年4月13日である。一方、フィレンツェ暦も新年度は3月25日に始まったが、3月25日以降が現代暦の年号と同一であり、1月1日から3月24日までについては、その年号に1年加えたものが現在の暦と一致する。ついでながら more veneto, すなわちヴェネチアの暦は3月1日に開始し、3月の24日間についてだけフィレンツェ暦と異なっていた。また、ジェーノヴァ、ルッカ等においては12月の最後の6日だけ現在の暦より早くなっていた。

3) Melis, Origini, pag. 26 e segg. による。

1379年4月13日付ピーサの保険証券
(プラートの Archivio Datini 所蔵)

detta ghalea partirà di Porto Pisano, o vero da Livorno, o fosse partita o partirà, insino a tanto che le dette robe sieno ischariche i' Marsigla, in terra, a lo scharichatoio usato.

Chorono, i detti asicuratori, ogni rischio e pericolo da' detti luoghi insino ne' detti luoghi, e sopra la detta roba, e in su detto navilo e per detta istima. E in detto nome e segnio chorono, i detti asicuratori, per f. 222 d'oro, ogni rischio e pericolo e fortuna di Dio e di mare e di giente, e d'ogni chaso e disastro e fortuna che potesse intervenire per niuno modo o chagione. Tutti i pericholi, rischi e fortuna portano che e'chorono gl'asicuratori detti, sopra di loro, insino a tanto che la detta roba una volta sia ischaricha in terra a Marsigla, chome detto è, allo ischarichatoio usato e consegnati a' detti osti.

E se niuno disastro intervenisse delle dette chose—che Dio le guardi!—, i detti asicuratori sono tenuti e promissono e obrigaronsi di dare e paghare, se 'l disastro intervenisse, al detto Baldo Ridolfi, o vero a suo procuratore, o vero a' suoi fattori, o vero in altri a chui Baldo il volesse comettere, com'è detto, quella quantità di danari di che asicurano, chon efetto e senza niuna eciezione opporre o fare opporre per niuno modo o chagione, dal dì che fia lor notificato il disastro a mesi, a' detti asicuratori, a mesi due prossimi che seguiranno. E sia licito a Baldo, o altri per lui, potere fare il detto notificamento loro in persona o vero a llor fondacho o banche, o vero a llor chase. E i detti danari possa Baldo, o altri per lui, domandare in Pisa, e in ogni parte ove volesse chonvenire o domandare i detti danari, salvo che Baldo, o altri per lui, non possa domandare niuno vantagio di cambio di moneta, se altrove che in Pisa s'avesse a ffare il paghamento. E per lo detto rischio ebbono i detti asicuratori da Baldo, chontanti, f. tre d'oro per 100.

E dette balle sono, come di sopra dicie, balle sei. Di n° 1 vaglono f. 64; di n° 2 e 3 vaglono ... ogniuna f. 26; di n° 4 e 5, f. 40 l'una; e di n° 6 vale [f. 26] ...

E se avvenisse che gl'asicuratori, per disastro che intervenisse, avessono a ricoperare o righattare la detta roba, sia lor licito poterla dare e rendere e consegnarla sana e salva nel detto luogo, dal dì che sia intervenuto il disastro a mesi tre prossimi che seguiranno.

E per più chiarezza delle dette cose, i detti asicuratori si soscrissono in questa iscritta, di lor propria mano, alle dette cose esser tenuti e obrighati e paghare, se 'l disastro intervenisse, al detto Baldo, o a altri per lui nominati, chon efetto e senza niuna eciezione opporre o ffare oppore per niuno modo i detti danari di che asicurano, sì come è iscritto in questa iscritta di mano di me Boninsegna di messer Rinuccio, sensale e mezano delle dette cose: nostro Signore Iddio chon-